

学校いじめ防止基本方針の概要

～ いじめのない 笑顔あふれる 学校づくり ～

平成30年3月作成

柴田町立船岡小学校

○ はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

船岡小学校では、家庭・地域・関係機関の連携のもと、児童一人一人が安心・安全に学校生活を送ることができ、学校の教育活動全体を通じて社会性や自己有用感を高めることができる学校づくりを推進していくために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

※「学校いじめ防止基本方針」は学校ホームページに掲載しています。

1 前 提

- (1) いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも、起こりうるもの」と捉えます。
- (2) 「行為を受けた児童が心身の苦痛を感じたもの（嫌だと思ったこと）」をいじめとします。

〔いじめ防止対策推進法 第2条「いじめの定義」〕

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 目 標

- 学校生活アンケートにおいて「学校が楽しい・だいたい楽しい」とする児童の割合80%以上を目指す

3 いじめの未然防止に向けた取組

- (1) 児童一人一人に自己決定の場を設定し、共感的な人間関係を育み、自己存在感を感じさせる授業づくり、集団づくり、学校づくりを行います。
- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという認識を児童及び教職員全員で共有します。
- (3) 優しい心を育む授業と道徳教育を充実させ、いじめに向かわない態度・能力を育成します。
- (4) 児童の頑張りを褒め、児童一人一人の声に耳を傾け、分かる喜びを味わわせる授業づくりを行うことで、自己肯定感を育みます。
- (5) 児童一人一人に活躍の場を設け、他や集団のために努力し、周囲から認められる機会をつくり出すことで、社会性を育み、自己有用感を高めます。

4 「いじめ見のがしゼロ運動」の取組

- (1) 「学校生活アンケート」を月1回実施し、早期発見に努めます。
- (2) 学級担任を中心に全職員で児童を見守り、アンテナを高くして児童の態度や言動等のささいな変化を見取り、情報を共有し組織で対応します。
- (3) 児童会を中心に、あいさつ運動やスローガンづくりなど児童主体の「いじめ見のがしゼロ運動」の取組を進めていきます。

5 いじめ対応の流れ

対応の流れ	対応の内容	対応のポイント
(1) 察知	・「もしかしたら、嫌な思いをしているのではないか」という、教師としての感覚を働かせて、いじめの端緒をつかむ。	・「いじめ」かどうかより、「嫌な思い」や「苦痛」を感じているかを問題にする。
(2) 発見	・日頃から本人や保護者からの訴え、友人からの情報提供、アンケート調査、面談などによりいじめを見付け出す。	・すでに重大化していることも予想しながら、速やかに対応する。
(3) いじめられた児童への聴き取り	・児童が話しやすい教職員が聴き取りに当たる。 ・「嫌な思いはしていないか」「困っていることはないか」、そして「どのようになることを望んでいるのか」を具体的に聞き取る。	・「大丈夫です」「特にありません」という言葉は、基本的に信じない。継続して見守り人を替えて聴き取る。
(4) 相談・報告	・いじめの疑いのある案件は、速やかに「いじめ・不登校対策担当者」に報告する。	・最悪を想定し、すぐに組織的な対応へ移行する。
(5) 認知 ◎対応の スタートライン	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者は「いじめ問題対策委員会」の招集を要請し、「心身の苦痛を感じたか」を判断基準として、<u>いじめの定義に該当するものを認知</u>する。 ・認知した事案を、以下の3つの段階に仕分けする。 【Ⅰ段階事案】心身の苦痛を感じたとしているが、学年組織で対応できる事案 【Ⅱ段階事案】児童や保護者等から訴えがあった、あるいはⅠ段階事案が繰り返されている等、学校として組織的な対応が必要な事案 【Ⅲ段階事案】重大事態が疑われ、早急な組織的対応を求められる事案 	
(6) 対応方針の決定	・学校いじめ防止基本方針により、対応方針をいじめ問題対策委員会で協議し校長が決定する。	・SCやSSWに助言を求め、多面的な対応を目指す。
(7) 安全確保	・いじめを受けた児童の希望に寄り添い、教室等での安心・安全を確保する。	・座席変更、班編成の変更、見守り等に配慮する。
(8) 町教育委員会への報告	<ul style="list-style-type: none"> 【Ⅰ段階事案】月ごとの定例報告 【Ⅱ段階事案】おおむね1週間以内に報告 【Ⅲ段階事案】 <ul style="list-style-type: none"> ①認知した段階で速やかに報告し、対応方針の指示を受ける。 ②調査の経過をその都度報告する。 ③調査終了後、その結果を報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪性のあるいじめと認められる場合、被害届の有無にかかわらず警察に連絡を行う。 ※いじめ重大事態1号事態が疑われる場合は、市教委が主体となって調査を実施する。

(9) いじめられた児童の保護者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・担任から、いじめられた児童から聴き取った内容を、その保護者に報告する。 ・教頭から、学校としての対応方針を伝え、今後の調査や対応への保護者の意向を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・心配を掛けていることへのお詫びと今後の対応についての理解を求める。
(10) いじめた児童や周囲にいた児童への聴き取り	<ul style="list-style-type: none"> ・担任以外の教職員から担当者を指定し、寄り添う姿勢を示しながら聴き取る。 ・傍観者等についても事情を聞き取り、背景に関する情報を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童が複数いる場合、個別・同時に行えるよう聴き取り体制を組む。 ・証言等の証拠（事実）を集めておく。
(11) いじめた児童の保護者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果を報告し、指導方針を伝える。 ・いじめた児童がいじめを認めていない場合も、将来に向かって指導することを伝える 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童の保護者がいじめを認めず指導に異議を唱えても、「見解の相違」として指導は行う。
(12) いじめた児童への指導	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の教職員で指導し、必要に応じてその保護者の同席を求める。 ・必要に応じて、やめない場合の出席停止や警察への通報を含む学校の対応方針を伝える。 ・いじめを認めず、いじめがあったことを認定できない場合も、将来に向かって指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・儀式的な「謝罪の会」は、報復やより陰湿ないじめにつながる恐れがあることから、絶対に行わない。このことについては、いじめを受けた児童や保護者に理解を求める。
(13) 双方の保護者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの指導内容や今後の対応について、いじめた児童生徒、いじめられた児童双方の保護者に連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童の保護者から自発的に謝罪の希望があった場合は、いじめられた児童や保護者の意向を確認し、慎重に場を設定する。
(14) 防止措置の策定と速やかな実施	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策委員会を開催し、いじめ防止体制の見直しや防止するための教育の推進について、具体策を協議し、全教職員で共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織的な見守りの体制を整え、いじめ・不登校対策担当者が情報を集約する。
(15) 経過観察と記録、計画的な働き掛け	<ul style="list-style-type: none"> ・最低3か月の経過観察を継続し、いじめられた児童・いじめた児童双方に、意図的な声掛けや月1回の面談等を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて SC や SSW と情報共有し、専門家の視点からの助言をいただく。

※ SC（スクールカウンセラー）や SSW（スクールソーシャルワーカー）は、定期的に、または必要に応じて学校を訪問し、教育相談を行ったり、専門機関につないだりする役割を果たしています。

◇ 「いじめ」に当たるかどうかの判断（認知）

- ・いじめを受けた児童の立場に立って、「いじめ問題対策委員会」が行います。

◇ 「いじめ」対応の基本的姿勢

- ・いじめられている児童には…全教職員が徹底的に守り抜く姿勢で対応します。
- ・いじめている児童には…「いけないものはいけない」とする毅然とした指導をします。

6 いじめ対策年間計画 ■：教職員間の活動 ○：児童，教師，保護者の活動

	実施計画		留意点等
4月	<ul style="list-style-type: none"> ■学校間，学年間の情報交換 指導記録の引継 ■いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策会議設置 いじめの未然防止に向けた取組の確認 ○いじめ根絶宣言（校長の決意を表明） ○学級開き，人間関係づくり，学級のルールづくり ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議等 始業式等 学級活動 保護者会等 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの被害者，加害者の関係を確実に引き出す。 ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校生活アンケート」の実施と対応 ■校内研修「いじめの未然防止」 		<ul style="list-style-type: none"> ・進級後の学級生活への適応の様子に留意する。
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校生活アンケート」の実施と対応 ○Q-U検査の実施と対応 ○家庭訪問・教育相談の実施 ○話し合い活動「学級の諸問題」 	<ul style="list-style-type: none"> 学級活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・6月は人間関係に変化が表れやすい時期であることに留意する。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校生活アンケート」の実施と対応 ○学校評価の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策を点検する。
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○夏休み明けの児童の変化の把握 ■SCによる教育相談に係る研修会の開催 ■教育相談に係る研修会への参加 		<ul style="list-style-type: none"> ・相談技術を高めるために校内研修会を開催する。外部の研修会も活用する。
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校生活アンケート」の実施と対応 ○夏休み明けの教育相談の実施 ○行事等を通じた人間関係づくり 		<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み後であることから，必要に応じて教育相談を実施する。
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校生活アンケート」の実施と対応 ○行事等を通じた人間関係づくり ■校内研修「いじめの早期発見・早期対応」 		<ul style="list-style-type: none"> ・自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れる。
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校生活アンケート」の実施と対応 ○話し合い活動「学級の諸問題」 ○教育相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 学級活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の人間関係の変化に留意する。
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校生活アンケート」の実施と対応 ○人権週間（人権意識啓発活動） ○学校評価の実施（児童・保護者アンケート） 		<ul style="list-style-type: none"> ・人権感覚を高める。 ・いじめ対策を点検する。
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○冬休み明けの児童の変化の把握 		<ul style="list-style-type: none"> ・児童の変化を確認する。
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校生活アンケート」の実施と対応 ○話し合い活動「学級の諸問題」 	<ul style="list-style-type: none"> 学級活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・人間関係の不安解消への対応を考える。
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校生活アンケート」の実施と対応 ■記録の整理，引継資料の作成 ■小中連絡会の開催 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや人間関係に関する情報を確実に引き継ぐための資料づくりを行う。

7 いじめ重大事態への対処

「いじめ重大事態」（いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定）には以下のように対応します。

【1号事態】生命、心身又は財産に対する重大な被害の疑い（調査主体は町教育委員会）

・町教育委員会の指示の下、資料の提出など調査へ協力

【2号事態】相当の期間、学校を欠席する事を余儀なくされている疑い（調査主体は主に学校）

- ① 調査組織を設置（専門家等の第三者の参加）
- ② 調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施
- ③ いじめを受けた児童とその保護者に対して情報を適切に提供
- ④ 調査結果を踏まえた適切な措置
- ⑤ 調査結果を教育委員会に報告（町教委を通して7日以内に町長に報告）

8 いじめ対策の評価と公表

(1) 全教職員が参加して、定期的（7月及び12月）に対策の効果等を検証し、基本方針の点検と見直しを行います。

- ① 目標の達成状況
- ② いじめ防止等に向けた取組の効果
- ③ いじめの認知件数及びいじめ対応の状況

(2) 学校いじめ防止基本方針及び学校の取組状況については、ホームページや学校だより等を通して保護者の皆様にお知らせしていきます。

(3) 学校の取組については、学校評価委員会等においてご意見をいただきます。

9 専門スタッフ・関係機関等との連携

◎ 学校の組織的な取組に加え、必要に応じて関係機関と連携し、多面的な対応ができるよう取組を進めます。

教 頭	・関係機関等との連絡調整 ・SCやSSW等専門家との連絡・調整 等
いじめ・不登校対策担当者	・校内のいじめ情報の集約と仮認知及び校長への報告 ・「いじめ問題対策委員会」の企画・運営 等
生徒指導主任	・校内の生活指導、教職員研修の企画・運営 ・いじめ未然防止のための取組の企画・運営 等

○ おわりに

船岡小学校は、この「学校いじめ防止基本方針」の趣旨と内容を全教職員が共通理解し、いじめによって悲しい思いをする児童を生まないよう、教職員一人一人がいじめ問題を「我が事」として捉え、児童一人一人にとって心の居場所があり、かかわり合いの中で互いに認め合い、高め合う学習の場をつくってまいります。

児童にとって、明日もまた行きたいと思う、魅力ある学校づくりを推進していくため、「チーム船小」の一員として、保護者の皆様、地域の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

〈資料1〉 いじめ発見のためのチェックシート（保護者用）

	チェック項目	大丈夫	心配
朝の様子	朝，なかなか起きてこない。		
	疲れた表情である。またはぼんやりとしていたりふさぎこんでいたりする。		
	いつもと違って，朝食を食べようとしない。		
	登校時間が近づくと，体調不良を訴える。		
登下校	友達の荷物を持たされている。		
	一人で登校（下校）するようになる。		
	途中で家に戻ってくる。		
帰宅時	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがある。		
	理由のはっきりしないすり傷やあざがある。		
	すぐに自分の部屋に駆け込み，なかなか出てこない。		
	帰宅時刻が遅くなる。		
	学校の話をしなくなる。		
友人関係	学用品や自転車，持ち物が壊れていたり，落書きがあったりする。		
	特定の友達に対する言葉遣いが不自然でいていねいである。		
	友達の話をしなくなったり，いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。		
	友達から頻繁に電話やメールがあり，それを気にする。		
	遊んでいるとき，友達から横柄な態度をとられている。またはとっている。		
家庭の様子	いじめの話をするとう強く否定する。		
	親と視線を合わせない。		
	家族と話をしなくなる。		
	親に反抗したり，兄弟姉妹やペットに八つ当たりしたりする。		
	お金の使い方が荒くなったり，無断で持ち出したりするようになる。		
	部屋に閉じこもりがちになる。		
	部屋にある持ち物がなくなっていく。		
	学習への意欲とともに成績が下がってきた。		
食欲がなくなってきた。			
なかなか寝付けない。			

〈資料2〉 いじめに関する主な相談機関

相談機関名	電話番号
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
24時間いじめ相談ダイヤル	0570-0-78310
いじめ110番（県警本部少年課）	022-221-7867
子どもの人権110番（仙台法務局人権擁護部）	0120-007-110
宮城県中央児童相談所	022-784-3583
宮城県大河原教育事務所	0224-53-3111（内570）